

中小企業の生産性向上に向けたFinTechの活用に関する意見

平成29年6月15日
日本商工会議所

近年、国内外において、「FinTech（フィンテック）」（金融〈Finance〉と技術〈Technology〉の造語）と呼ばれる「ITを活用した革新的な金融サービス」が急速に進展している。

「FinTech」により、これまでつながらなかったものが新たに即時につながる（データ連携、個人と企業、企業データと金融機関等）ことで、電子マネー・スマホ決済等によるキャッシュレス決済、ブロックチェーン技術¹を活用した仮想通貨、個人から資金調達するクラウドファンディング²、会計・取引データ等を活用した融資（トランザクションレンディング³等）が進展し、個人や企業における「金融サービス」の利便性が格段に向上するとともに、金融と表裏一体の関係にある「経済活動そのもの」も大きく変化してきている。

中小企業においてFinTechを十分に活用するには、現在、地域の一部の中小企業で取り組みが始まっているが、現状のアナログ（電話、紙、FAX等）での業務をデジタル化・IT化し、その会計・取引データ等を収集・連携させることが必要である。今後、その会計・取引データ等の集合体（ビッグデータ）をAI（人工知能）等で分析することにより、顧客ニーズ等に基づいた革新的な新製品・新サービスが生まれることが期待されている。

FinTechの進展によって、中小企業では、消費者や取引先等の意識・行動が変化することにより、キャッシュレス決済、オンライン受発注、受発注EDI⁴やXML⁵電文・金融EDI⁶等に対応することが求められる可能性がある（守りのFinTech対応）。他方、FinTechを積極的に活用（攻めのFinTech活用）して、「複数のビジネスアプリ⁷（クラウド会計⁸等）」を駆使し、「業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」を行うことによって、自動生成された会計・取引データ等のリアルタイムデータ（経営の見える化）に基づく、「経営の高度化」「生産性の向上（付加価値向上／業務効率化）」や「資金調達の多様化・資金回収の早期化」が実現する可能性が高まるので、積極的に活用することが望ましい。

政府は、FinTechの推進に向け、これまで金融庁による決済の高度化（XML電文）、仮想通貨、オープンAPI⁹等に向けた制度整備等、経済産業省によるFinTechビジョンの策定、金融EDIの標準化、IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）、世

¹ ブロックチェーン：ブロックと呼ばれる順序付けられたレコードの連続的に増加するリストを持つ、分散データベース。仮想通貨のために誕生したが、今や汎用的な分散基盤として利用用途は拡大している。

² クラウドファンディング：群衆（crowd）と資金調達（funding）の造語。インターネットを通じて個人から出資等を募ること。投資型、融資型、寄付型、購入型等がある。

³ トランザクションレンディング：店舗やインターネット上の取引・決済・在庫等の受発注等データを用いて運転資金等の融資を受けること。

⁴ EDI：Electronic Data Interchange。電子データ交換。紙文書をデジタル化し通信回線を通じてやり取りする仕組み。取引を行う企業同士のコンピュータとコンピュータを接続しデータを直接交換する。

⁵ XML：eXtensible Markup Language。XML電文は企業間の国内送金で使用する国際標準の電文方式。情報量や情報の互換性に優れており金融EDI情報を拡張できる。

⁶ 金融EDI：金融機関を通じた企業間の国内送金に、XML電文方式を活用して、受発注情報（商取引に関する情報）を付加すること。平成32年までの導入が予定されている。

⁷ ビジネスアプリ：ビジネス用途で広く使用されるアプリケーション・ソフトウェア・クラウドシステム。

⁸ クラウド会計：会計ソフトのクラウドシステムで、金融機関口座等のデータを「自動取得」して「自動仕訳提案」を行うほか、他のビジネスアプリと「データ連携」する等により、資金の流れを一元管理できる。

⁹ オープンAPI：Application Programming Interface。金融機関等のシステムの接続口を公開する取り組み。金融機関がAPIを公開することで、口座連携の各種サービスを外部企業が提供できる。

耕プラン（未来志向型の取引慣行に向けて）等、中小企業庁によるITリテラシー向上（全国10カ所プラスITフェア、全国100カ所プラスITセミナー、IT専門家派遣）、受発注EDIの共通化、スマートSME（中小企業）に向けた支援体制の検討、下請取引対策等が行われてきている。当所では、政府の政策立案・実行プロセスにおいて、中小企業の生産性向上の観点から、適宜、政策提言・事業実施等に取り組んできた。

また、「未来投資戦略2017」（6月9日閣議決定）では、「FinTechの推進等」が重点5分野の1つに位置づけられ、新たなKPI¹⁰として、「オープンAPIの導入（80行程度以上の銀行）」「キャッシュレス決済比率の倍増（4割程度）」「クラウドサービス等の活用によるバックオフィス業務（会計等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度（4割程度）」「サプライチェーン単位での資金循環効率（SCCC¹¹）の5%改善」の4つが設定されており、今後FinTechの推進に向け、官民あげての具体的な取り組みが必要となる。

さらに、安倍晋三内閣総理大臣が、第1回生産性向上国民運動推進協議会（5月24日）において、「生産性向上運動を全政府的な動きとしていきたい」と表明している中、中小企業の生産性向上に資するFinTechの推進は、極めて重要である。

こうした基本認識のもと、日本商工会議所は、中小企業の生産性向上に向けたFinTechの活用に関し、FinTechが中小企業に与える「影響・効果」や「目指すべき姿・課題」を概観するとともに、中小企業や商工会議所、国における「今後の対応」について、下記のとおり意見を述べる。

日本商工会議所は、「最も身近な支援機関」（未来投資戦略2017）として「伴走型の事業計画策定・実行支援」に取り組んでいる全国515商工会議所と連携し、中小企業の生産性向上に向けたFinTechの活用に資する取り組みを、引き続き進めていく。

＝ 目 次 ＝

I.	FinTechが中小企業に与える影響	3 p
1.	FinTechが個人に与える影響	3
2.	FinTechが企業に与える影響	3
(1)	「資金管理」に与える影響	4
(2)	「決済」に与える影響	5
(3)	「資金調達」に与える影響	7
(4)	「地域経済の活性化」に与える影響	9
II.	FinTech時代における中小企業が目指すべき姿・課題	10
III.	中小企業のFinTechの活用に向けた今後の対応	11
1.	中小企業の対応	12
(1)	短期的対応事項	12
(2)	中長期的対応事項	13
2.	商工会議所の対応	13
3.	国の対応	15
(1)	中小企業対策の強化	15
(2)	FinTech活用の前提となるIT導入に向けた支援体制の強化・人材育成	17
(3)	FinTechを支える基盤（企業・人材・技術等）の強化	18
(4)	地域経済の活性化に向けたブロックチェーン技術（地域通貨等）の活用推進	18

¹⁰ KPI : Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

¹¹ SCCC : Supply chain Cash Conversion Cycle。棚卸資産回転日数+売上債権回転日数+買入債務回転日数。

I. FinTech が中小企業に与える影響

近年、「Fintech（フィンテック）」と呼ばれるIT、IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、人工知能（AI）、ブロックチェーンといった先端技術を使い、爆発的に普及したスマートフォンやタブレット端末等を通じて、これまでにない革新的な金融サービスが誕生する動きが世界中で見られる。

FinTechは、金融のあり方を大きく変え、人々のくらしや企業の活動にも大きな変化をもたらすものとして、世界中で議論され、様々な試みや新たなルール作りが行われている（参考：経済産業省「FinTech ビジョン」〈平成29年5月〉）。

1. FinTech が個人に与える影響

Fintechの動きは、「個人（家計）」においては、家計の収支や収入の一元管理（家計簿アプリ等）、支払い（キャッシュレス決済）、資産運用（ロボ・アドバイザー）、保険（安全運転すると保険料が安くなる自動車保険等）、借入（支払い履歴等を審査対象にする新型ローン）等について、これまで存在しなかったサービスが誕生し、資産形成の充実と消費の高度化・活性化が期待されている。

【参考】

- ・アプリを使って毎月の家計簿は自動作成。友人への送金もスマホでできた。
- ・サービス申込み時の本人確認もオンライン。
- ・アメリカ留学中の息子への仕送りはブロックチェーンにより大幅に安価に。
- ・買い物で現金は使わない。

（出典：未来投資戦略2017「FinTech 変革後の生活・現場のワンシーン」）

2. FinTech が企業に与える影響

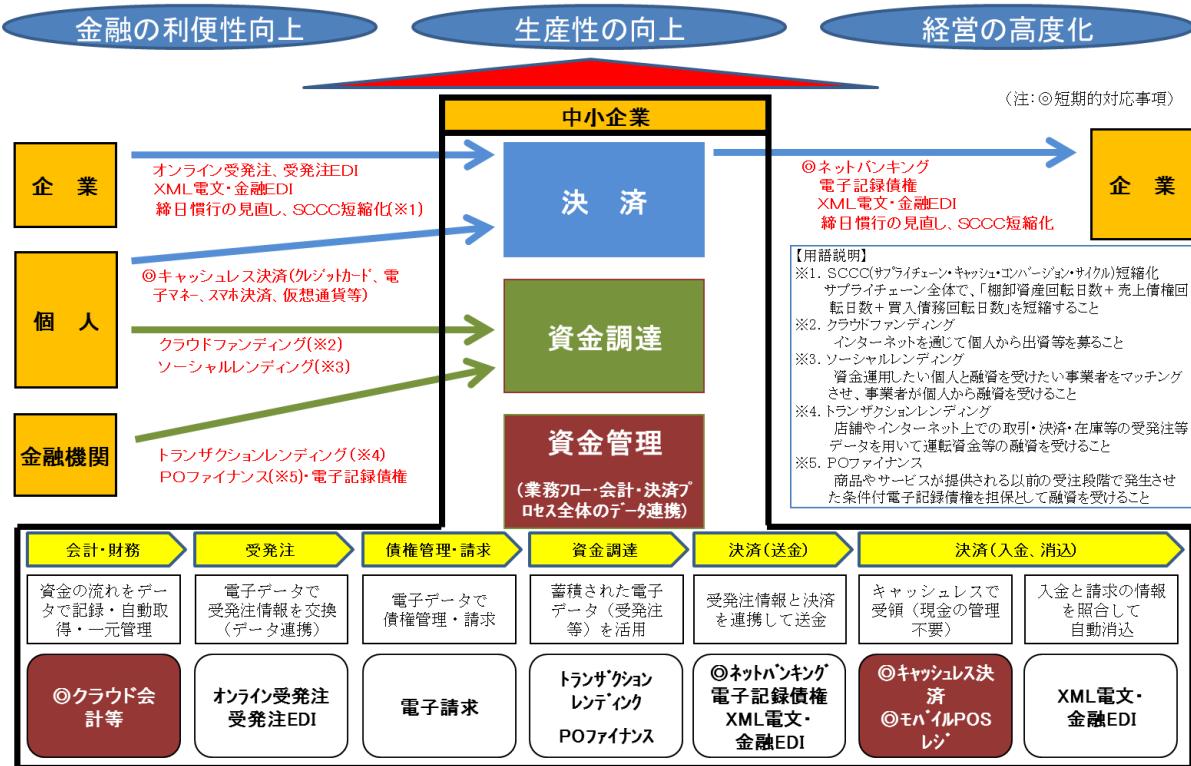
他方、「企業」においては、中小企業にとって重要な金融面において、「資金管理」、「決済」、「資金調達」の利便性が向上し、中小企業金融や経営そのもののあり方を大きく変え、「金融の利便性向上」だけにとどまらず、「経営の高度化」「生産性の向上」に大きく貢献する可能性がある。

【参考】

- ・ITの専門性が特になくても身近な税理士等の勧めでクラウドサービスを導入（月額数千円～）。POSレジや受発注システムと連携して売上・仕入データが自動生成され、経理や確定申告が簡単に。
- ・データ分析と人工知能によって商品の入替えと価格の最適化を行い、更なる顧客価値の高い新サービスを開始。
- ・手形が無くなり、商流情報付き送金電文で煩わしい売掛金や税務書類の作業から解放された。
- ・商流情報のビッグデータ分析に基づく融資により、これまででは予測・対応できなかった資金ショートも回避できた。
- ・商品の到着、入金はブロックチェーンで秒刻みに把握。

（出典：未来投資戦略2017「FinTech 変革後の生活・現場のワンシーン」）

【参考】中小企業におけるFinTechの活用イメージ



(1) 「資金管理」に与える影響

「資金管理」では、クラウド会計やモバイルPOSレジ¹²等の「複数ビジネスアプリ（クラウド等）の活用」や、現状のアナログ（電話、紙、FAX等）からオンライン受発注への変更、受発注EDIの活用等を通じて、事業活動の様々な接点から得られる情報を自動的にデジタル化・データ連携することによって、「業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」を図り、「業務の効率化」「経営の見える化」を実現できる。

加えて、資金・売上・顧客動向等をきめ細かくリアルタイムデータで把握することで、経営判断やマーケティング・販売の質を高め（経営の高度化）、売上や利益向上等による「付加価値の向上」を図ることができる。

中小企業の経営において、記帳・会計は欠かせない業務であり、業務フローのデジタル化を進める際、まずはプラットフォームとなる「クラウド会計」を導入し、その後、必要に応じてモバイルPOSレジ等の他のビジネスアプリを導入することが有用である。なお、クラウド会計とモバイルPOSレジの活用は、平成31年10月に導入が予定されている「消費税軽減税率への対策」としても有用である。

中小企業庁「決済事務の事務量等に関する実態調査」（平成28年10月）によると、中小企業でのバックオフィス業務のシステム改革は遅れており、財務・会計領域において最先端のクラウドサービスを活用しているのは1割未満となっている。

【参考】

(1) 複数のビジネスアプリ（クラウド会計等）

- クラウド会計やモバイルPOSレジ等の複数のビジネスアプリ（クラウド等）を活用すると、自動的に会計、販売・商品・顧客管理、請求等の「業

¹² モバイルPOSレジ: タブレットに対応したクラウド型POSレジサービス。導入・運用コストが安価なため、中小企業でも高性能なサービスを活用可能。

- 務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」が実現し、業務が効率化される。また、会計・販売動向等の経営データのリアルタイム管理（経営の見える化）が可能となるので、迅速かつ適切な経営判断に貢献する。
- クラウド会計データ等を金融機関に開示することで、簡便・迅速な融資を受けることが可能となる（後述のトランザクションレンディング参照）。
 - 経営資源に限りがある中小企業にとって、IT化（データ連携）の隘路は、設備投資やセキュリティ対策、社内のIT人材の不足等である。
 - 近年進化を続けているクラウドサービスは、高機能ながら利用料は安価（設備投資は不要）であり、かつ一度導入すればその後の制度変更や技術革新の対応はクラウド（IT事業者）側でなされるので、中小企業での導入が、オンプレミス型（サーバー等を自社保有）に比べて容易である。
 - 最近、RPA（Robotic Process Automation。ロボットによる業務の自動化）を活用することにより、バックオフィス業務におけるパソコン上的一部の定型作業を自動化する方法が、注目を浴びている。

（2）受発注EDI

- 中小企業の生産性向上や資金回収の早期化（後述）を実現するには、より多くの中小企業が受発注EDI等を活用することにより、発注・納品が直ちに認識され、業務効率化や支払いが早期に行われることが重要である。
- 受発注EDIの種類には、①特定企業同士で定めた仕様を利用するもの、②業界毎の仕様を利用するもの、③中立的な機関が標準化した仕様を利用するもの、がある。
- 大企業系列を中心に、受発注EDIの活用が進んでいる（鉄鋼、電子機器、自動車、商社、海運等）。
- 現在、中小企業庁は、企業間の受発注業務を含む業種の垣根を越えたデータ連携システムの整備に向けた「次世代企業間データ連携調査事業」（第28年度第2次補正予算）を進めており、成果が期待されている。
- 今後、受発注EDIとXML電文・金融EDIとの連携が期待されている。

（2）「決済」に与える影響

「決済」では、近年、消費者（訪日外国人旅行客含む）の支払い手段が、硬貨や紙幣等の現金から、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、ポイント、スマホ決済、仮想通貨など「キャッシュレス決済」に移行する動きが見られている。

現在、わが国のキャッシュレス比率は、内閣府「2015年度国民経済計算年報」によれば18.3%であり、50%を超える中国や韓国、50%近くの米国等の諸外国と比べると、極めて低い状況にある。

しかしながら、キャッシュレス決済による支払いに伴うストレスの軽減や利便性の向上、ポイント付与等による利用インセンティブ等により、今後、若者世代を中心に「キャッシュレス決済が増加」することが想定される。また、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、訪日外国人の受け入れ整備の一環で、キャッシュレス決済の対応を進める社会的要請もある。よって、キャッシュレス決済に対応しないと、顧客減少・売上減少に直面する可能性がある。

また、企業間決済においては、平成32年までに、送金情報に受発注情報（商取引に関する情報）を付加する「XML電文・金融EDI」の導入が予定されている。

なお、キャッシュレス決済により、お金の流れが記録・蓄積されたビッグデータを、A I 等で分析することで、新たなニーズの発掘や新製品・商品開発、販売等に活用することが期待されている。

【参考】

(1) キャッシュレス決済

- 商品やサービスの決済手段としての「お金」は、社会のニーズ変化や技術の進展とともに、硬貨や紙幣等の現金（キャッシュ）から、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、ポイント、スマート決済、仮想通貨（ブロックチェーン技術の活用）等のキャッシュレスへと変わってきている。
- 中国では、顧客は商品を選んだ後、店頭に掲示されているQRコードをスマートフォンで読み取り、店主から聞いた金額をスマートフォンに入力するだけの「スマート決済」が津々浦々に急速に浸透しており、同様の動きが東南アジアでも広がっている。
- スウェーデンでは、キャッシュレス決済が進み、法律で小売店等が顧客の現金支払いを拒むことができるようになっている。また、中央銀行が国の信用の裏付けがある「法定デジタル通貨」を導入するかどうか、平成30年末を目途に検討している。
- わが国では、ブロックチェーン技術を活用した仮想通貨を決済手段として受け入れる動きが出てきている。本年4月に施行された改正資金決済法で、仮想通貨は支払い手段として位置付けられ、仮想通貨取引所が登録制となるなど環境整備が進んでいる。ただし、仮想通貨は、価格が乱高下することがあるほか、運営企業の経営環境に影響を受ける可能性がある。
- わが国の大手金融機関において、独自の仮想通貨の実証実験が行われている。1単位=1円で固定しているのが特徴で、口座にあるお金をスマートフォンのアプリで両替し、提携店舗での支払いに加え、送金できるという利便性がある。
- 事業者におけるキャッシュレス決済のメリットとして、紙幣・硬貨の管理負担が減る、窃盗・強盗の被害が減る、衛生面で清潔である等があげられる。他方、デメリットとして、専用の決済端末やタブレット等の設備投資、決済手数料等の負担、入金までのタイムラグ等がある。

(2) 企業間の決済の高度化（XML電文移行・金融EDI）

- 金融決済の高度化の推進やFinTech対応の一環として、企業間の銀行送金電文を平成32年までに国際標準であるXML電文方式に移行し、送金電文に受発注等情報の添付（金融EDI）が可能となる予定である。
- これにより、受取企業側では売掛金の消込作業、支払企業側では振込明細に係る受取企業からの照会対応に係る業務負担の軽減が期待される。中小企業等が入金消込業務にかけている月間の平均時間は17.3時間、支払業務にかけている時間は18.6時間との調査結果がある（中小企業庁「決済事務量等に関する実態調査」〈平成28年〉）
- 「業務フロー・会計・会計プロセス全体のデータ連携」の対応が完了していると、受発注から請求・決済・消込までの一連の業務が飛躍的に効率化・自動化されることが期待される。
- 金融EDIに基づいた新たな融資や税務対応支援が期待されている。

(3) 「資金調達」に与える影響

「資金調達」の方法として、新たに個人から資金調達する「クラウドファンディング」「ソーシャルレンディング¹³」、企業の活動データを新たに融資審査に使う「トランザクションレンディング」「P O ファイナンス¹⁴」等の動きが出てきており、「資金調達の多様化」の進展が期待される。

さらに、「締日慣行の見直し」や「S C C C 短縮化」がなされるようになると「資金回収の早期化」の進展が期待される。

【参考】

(1) 資金調達の多様化

- FinTech で新たに個人と企業がつながることにより、新たな資金調達の方法として、インターネットを通じて個人から出資・融資等を募る「クラウドファンディング」「ソーシャルレンディング」の利用が動き始めている。
- 「クラウドファンディング」は、単に資金調達の手段だけではなく、ファンや潜在顧客を獲得できる契機にもなっている。利用にあたっては、利用料に留意する必要がある。
- 豊中商工会議所（大阪府）や日本商工会議所青年部は、クラウドファンディング事業者と連携して、クラウドファンディングを推進している。
- 「ソーシャルレンディング」では、個人からお金を集め企業に融資することになるが、わが国で融資を行う場合は貸金業法の免許が必要となる。
- FinTech で新たに連携・蓄積されたデータを、金融機関が融資審査に活用することで、店舗やインターネット上の取引・決済・在庫等の受発注等データを用いて運転資金等を調達する「トランザクションレンディング」や、電子記録債権¹⁵を活用して商品やサービスが提供される以前の受注段階で調達する「P O ファイナンス」（Purchase Order<発注>情報をもとにした融資）等の新たな融資が行われつつある。
- わが国では、「トランザクションレンディング」として、ネット通販大手等が自社サイトの出店者向けに、蓄積された販売実績や顧客評価等の取引履歴に基づき簡便・迅速に審査・融資を行っている。また、クラウド会計の会計・取引データを金融機関に開示し、与信審査に利用することで、書類の提出が不要となり融資までの手間と時間が削減できる。
- 今後、XML 電文・金融E D I（平成 32 年までに導入予定）に基づいた新たな融資が行われていくことも期待される。

(2) 資金回収の早期化

①締日慣行の見直し

- 受発注E D I 等により、発注・納品が直ちに認識できるようになると、商取引の慣習に大きな変化が期待できる。
- わが国の商取引においては、1カ月単位で締め、その1カ月後に手形ま

¹³ ソーシャルレンディング：融資を受けたい事業者と資金運用したい個人をマッチングさせ、事業者が個人から融資を受けること。

¹⁴ P O ファイナンス：商品やサービスが提供される以前の受注段階で発生させた条件付電子記録債権を担保として融資を受けること（Purchase Order<発注>情報をもとにした融資）。

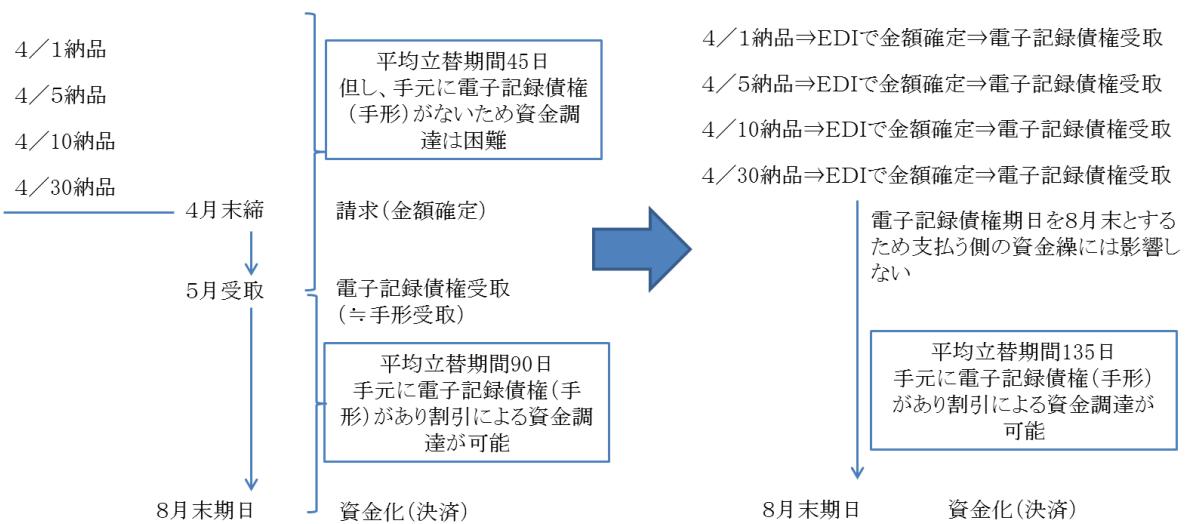
¹⁵ 電子記録債権：紙を媒体とする手形等に代わり、電子債権記録機関における電子的な記録で債権の発生・譲渡を行う仕組み。

たは振込で支払う商慣習が根強く存在する。

- 「末締翌末受取 90 日サイト」を例にすると、4月 1 日納品、4月 10 日納品、4月 30 日納品はすべて 4 月売上として 4 月 30 日に締められ、5 月 31 日に手形で受け取り、手形の支払期日は 8 月 31 日となる。納品から 8 月 31 日までの平均立替期間は実に 135 日となる。手形を受け取った 5 月 31 日以降は割引料・取立手数料の負担はあるものの金融機関で資金化が可能となるが、手形を受け取る前の 45 日間は手元に何もなく資金調達が困難な状況にある。
- 従来の慣習は、電話・FAX 等による受発注や紙の納品書による管理となっているが、受発注 EDI 等によりデータ連携が進めば、発注・納品・支払等が直ちに認識され、いつでも締めることが可能となる。例えば、1カ月単位で締めた場合に 45 日の平均立替期間が、半月単位で締めた場合は 22.5 日、1週間単位で締めた場合は 10.5 日まで改善する。極端な例ではあるが、納品の都度受発注 EDI で金額確定（＝支払）した場合は、0 日まで改善する。
- しかし、納品の都度、手形または振込で支払うと、印紙税または振込手数料がその都度かかるほか、90 日サイトのままであれば、結果的に支払人（＝販売先）が早く支払わなければならない不利益を被る。
- 解策として、納品の都度、8月 31 日を支払期日とする「電子記録債権」を発生させれば、受取人は直ちに資金化できる一方、支払人（＝販売先）は印紙税より少ない手数料負担で従来通り平均 135 日の支払猶予メリットを維持できる。本来、売掛金および手形に代わるものとして創設された電子記録債権の趣旨にも合致する。
- 電子記録債権を活用する際、ネットバンキングや取引当事者双方での電子記録債権の利用という条件が必要となり、普及の妨げになっている。
- 受発注 EDI の普及度合いを見極めつつ、中小企業の資金立替負担を軽減するため、締日慣行の見直しに向けた下請法等の対応が期待される。
- 人手不足の中、紙と電子による二重管理に伴うコストを軽減する観点から、将来的には手形・小切手そのものの電子化も考えられる。

※末締翌末受取90日サイトの場合

※締日をなくした（納品日＝電子記録債権受取日とした）場合



②S C C C短縮化

- 個々の企業では、資金繰り（所要運転資金）を把握するための指標として、「キャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）（棚卸資産回転日数+売上債権回転日数-買入債務回転日数）」を把握し、その最適化（回収は早く、支払いはなるべく遅く）に努めている。
- しかし、CCCは、個々の企業にとっては合理的な行動であるが、取引先企業の資金繰りには悪影響を与える可能性が高い。
- 他方、ある意味、運命共同体であるサプライチェーンにおいては、親事業者のリーダーシップにより、「サプライチェーン・キャッシュ・コンバージョン・サイクル（SCCC）（棚卸資産回転日数+売上債権回転日数+買入債務回転日数）」の短縮化（回収は早く、支払いもなるべく早く）がなされれば、サプライチェーン全体の資金循環速度が増し、資金調達余力の増加が期待できる。
- なお、サプライチェーンを構成する個々の中小企業にとっては、早期支払により資金負担が発生するケースを考えられることから、(a)親事業者がサプライチェーン全体で対応できるよう支援する、(b)金融機関から新たに資金調達枠の設定を受ける、(c)当面は上記①による締日慣行の見直しから始める、等の方法の検討が望ましい。
- 報道によれば、韓国の大手企業（親事業者）では、下請け企業の経営安定を図るために、サプライチェーンにおける支払いの早期化に向けた商慣習の確立を目指すとしている。具体的には、1次下請けには部品の納入から原則10日以内に現金で支払ってきている中、今後、1次下請けに対し、2次下請けへの支払いは30日以内という条件を加えるとともに、1次下請けに対する無担保無利子の融資を行うこととしている。

（4）「地域経済の活性化」に与える影響

地域経済の活性化の観点から、マネーの域外流出を減らす試みとして、限定エリア・商店街・店舗等でしか利用できない「地域通貨・ポイント」の実証実験が進められている。ブロックチェーン技術により、セキュリティを確保しながら投資コストを低減できるシステムを活用しており、当該取組の拡大が期待されている。

【参考】

- ・**地域経済の活性化に向けたブロックチェーン技術を活用した「地域通貨・ポイント」の取り組み**
 - ブロックチェーン技術を活用して、限定エリア・商店街・店舗等でしか利用できない「地域通貨・ポイント」の実証実験が進められている。
 - 飛騨信用組合（岐阜県）は、ブロックチェーン技術によりセキュリティを確保しながら投資コストを低減できるシステムを活用して、地域限定で利用できる「地域通貨」の実証実験を行った。利用者は、現金でコインをチャージし、加盟店での支払いをスマートフォン（キャッシュレス）で行う。コインにプレミアムを付与することで普及を促す。加盟店は大規模なシステム投資が不要で、他の決済（クレジットカード等）と比べ初期費用や決済手数料を低く抑えられるため、手軽に導入することができる。さらに、今後、決済や売上データの見える化によりビッグデータマーケティングを推進することや、それらデータの活用をさらに深化させたトランザクショ

ンレンディングの展開も検討することになっている。

- 静岡銀行は、商店街等と連携して、買い物金額に応じた「ポイント」をブロックチェーン技術で付与する実証実験を行った。利用者がスマートフォンに専用のアプリを取り込むと、商店街の各店舗で割引サービスなどが受けられる電子クーポンを利用できる。ブロックチェーン技術を活用することで、他の技術を利用した場合より、効率的かつ安価にシステムを構築できるため、各店舗の利用料が低廉になることが想定されている。

II. FinTech 時代における中小企業が目指すべき姿・課題

(1) 目指すべき姿

中小企業は、人手不足・需要不足の中、生き残りをかけ、「経営の高度化」「生産性の向上（付加価値向上／業務効率化）」に取り組む必要がある。また、経営において重要な金融面では、資金繰りの円滑化に向け、「資金調達の多様化」や「資金回収の早期化」に努めることは重要である。

その際、地域の一部の中小企業でFinTechの活用（本頁の「参考」を参照）が始まっているが、中小企業にとって使いやすい複数のビジネスアプリ（クラウド会計等）を活用して、現状のアナログ（電話、紙、FAX等）での業務をデジタル化し、販売・受発注から請求、決済、入金消込までの「業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」により、「経営見える化」することが望ましい。

経営の見える化により、会計・販売・顧客動向等をきめ細かくリアルタイムで把握できるようになるので、経営判断やマーケティング・販売の質を高め（経営の高度化）、売上や利益向上等による「付加価値の向上」に取り組むことが可能となる。

【参考】

・松浦商工会議所（長崎県）のFinTech活用支援事例

○松浦商工会議所は、IT支援人材（会計事務所）とIT事業者（株式会社マネーフォワード）と連携して、地区内中小企業・小規模事業者のIT化・FinTech活用支援を実践している。

○中小企業庁主催の「プラスITフェア熊本会場（4月10日）」で事例発表した若手経営者に対する支援事例によると、松浦商工会議所は創業アカデミー（産業競争力強化法認定事業）を通じて創業支援を行うとともに、平成28年11月の創業と同時に「複数のビジネスアプリ（クラウド会計とモバイルPOSレジ）の導入支援」を行い、その後、伴走支援を行っている。

○FinTechを活用している若手経営者から、以下の効果が示されている。

- ・金融機関やクレジットカードの入出金データの自動取得により、企業会計データの入力・転記の手間が省ける。
- ・データ連携により、リアルタイムで経営データを把握できる。
- ・商品別の売上管理ができ、売れ筋が分かる。
- ・売上データに基づく材料発注により、無駄が減り利益率が向上する。
- ・バックオフィス業務の効率化により、本業に専念できる時間が増える。
- ・クラウドなので、外出先からいつでも各種データを見ることができる。
- ・今後、データに基づく融資に期待できる。
- ・経営指導員にクラウド会計の閲覧権限を与えており、同じ画面を見ながら、電話で記帳指導やデータに基づく経営指導を受けることができる。

(2) 課題

政府は、「未来投資戦略 2017」の「FinTech の推進等」において、中小企業に関する新たなKPIとして、「キャッシュレス決済比率の倍増（4割程度）」「クラウドサービス等の活用によるバックオフィス業務（会計等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度（4割程度）」「サプライチェーン単位での資金循環効率（SCCC）の5%改善」の3つを設定したが、多くの中小企業にとって、ITリテラシー、各種ツール・サービスの費用負担、IT支援体制、取引先企業の理解など様々な課題がある。

具体的な課題として、「キャッシュレス決済」では、専用の決済端末やタブレット等の設備投資、決済手数料等の負担、入金までのタイムラグ等がある。

「クラウドサービス等の活用」では、ITリテラシーの欠如（経営者のIT意識の不足、社内のIT人材の不足等）や各種費用負担（ビジネスアプリ、ネットバンキング、振込等）、IT支援体制（施策×中小企業支援機関×IT支援人材×IT事業者）の弱さ等がある。

「SCCC」では、政府の働きかけ等による社会的コンセンサスの醸成、親事業者のリーダーシップ、資金繰り、各種費用負担（振込、ネットバンキング等）がある。

III. 中小企業のFinTechの活用に向けた今後の対応

中小企業は、人手不足・需要不足の中、FinTech・ITへの苦手意識の払拭やリテラシーの向上を図りつつ、FinTechを「業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」「経営の高度化」「生産性の向上（付加価値向上／業務効率化）」を実現するチャンスとして捉え、自らが積極的に活用することが求められる。

他方、経営資源が限られている中小企業の取り組みを後押しするため、最も身近な支援機関として「伴走型の事業計画策定・実行支援」に取り組んでいる商工会議所の対応に加え、国の力強い対応が必要である。

【参考】中小企業の生産性向上に向けた取り組み

外部環境	人口減少、少子高齢化、需 要減少	労働力人口の減少、人 手不足	FinTechの進展、IT化手法の 低廉化・簡便化・高機能化 (スマホ・タブレット・クラウド)	マイナンバー、消費税軽減 税率導入(H31/10-)、XML 電文移行・金融EDI(H32-)
課題	販路開拓、ビジネスモデル の転換	業務効率化、生産性向 上、IT化、設備投資	経営者の意識不足、社内IT 人材・外部支援人材の不足	経営者の意識不足、情報 の周知、システム対応
対応策	需要動向を見据えた「事業 計画策定」、自計化、各種 データに基づく経営	IT化による業務フロー全 体の効率化(入力・転記 削減)、データ連携	気付きの場(セミナー・相談 会)、IT専門家派遣、IT導入 補助金等	国の支援策(IT導入補助金、 レジ補助金等)の活用等に よる対応

「業務フロー全体のデータ連携」に向けた「複数のビジネスアプリ<クラウド>の活用」

◆データ連携の活用段階

- 第1 (自社内)情報共有、会計のIT化
- 第2 (自社内)予約・販売・顧客管理等のIT化
- 第3 (他社間)受発注業務等のIT化(オンライン受発注、受発注EDI)
- 第4 (金融機関間)金融決済の高度化(XML電文・金融EDI)

※EDI: Electronic Data Interchange。電子データ交換

◆活用内容

- ・業務フロー・会計・決済プロセス全体(※)のデータ連携(IT化)
※会計・請求、POSレジ・売上集計分析、勤怠・給与、マイナンバー管理、受発注、顧客・生産・在庫管理等
- ・攻めの販路開拓(データに基づく顧客管理、販売促進等)
- ・キャッシュレス対応(クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマホ決済、仮想通貨等)
- ・金融機関によるビッグデータに基づく融資(トランザクションレンディング等)の推進
- ・消費税複数税率導入(H31/10)への対応
- ・金融決済の高度化(H32年までに導入予定のXML電文・金融EDI)への対応

1. 中小企業の対応

(1) 短期的対応事項

- ①「複数のビジネスアプリ（クラウド会計等）の活用」による業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携

「業務の効率化」に向けたバックオフィス業務全体のデータ連携や、データに基づく攻めの販路開拓等による「付加価値の向上」に向け、会計、販売・商品・顧客管理、請求等のデータ連携が必要である。

近年、安価・簡便で高機能なクラウドサービスが躍進しており、「複数のビジネスアプリ（クラウド会計とモバイルPOSレジ等）」を活用することが有用である。なお、クラウド会計とモバイルPOSレジの活用は、平成31年10月に導入が予定されている消費税軽減税率への対策としても有用である。

また、データ連携・業務効率化に向け、バックオフィス業務におけるパソコン上の一連の定型作業を自動化するRPAの活用の検討も有用である。

なお、研修会・セミナー等による社内人材のITリテラシー向上が必要である。

【参考／データ連携の活用段階】

- ①第1段階 [(自社内) 情報共有、会計のIT化]

- ・自社内業務において、個々人のスケジュールや各種ファイル、メール等のクラウド管理による「情報共有」や、資金管理のプラットフォームとなる「クラウド会計等」の導入による「会計のIT化」が必要となる。

- ②第2段階 [(自社内) 予約・販売・商品・顧客管理等のIT化]

- ・自社内業務において、予約・販売・商品・顧客管理等における「複数ビジネスアプリ（クラウド等）の活用によるデータ連携」が有効である。
- ・効果としては、各業務で取得したデータを収集・連携・分析することにより、「業務の効率化」と「経営の高度化」を実現できる。
- ・具体的には、飲食業等では予約アプリによる「予約のIT化」、小売業等ではモバイルPOSレジによる「販売・レジのIT化」、レジ記録等と連動した在庫状況確認による「商品管理のIT化」、顧客名簿の自動生成による「顧客管理のIT化」が可能となる。

- ③第3段階 [(他社間) 受発注業務等のIT化]

- ・他社との間での受発注業務等のIT化としてインターネットを活用したオンライン受発注や業種毎の受発注EDI等に取り組むことが有用である。
- ・なお、受発注EDIについては、業種の垣根を越えたデータ連携システムの整備が期待されている。

- ④第4段階 [(金融機関間) 金融決済の高度化<XML電文・金融EDI>]

- ・金融機関を通じた企業間決済において、金融決済の高度化（XML電文・金融EDI）に対応できれば、一連のデータ連携が完結する。
- ・平成32年までに、XML電文・金融EDIの導入が予定されている。

②ネットバンキングの利用

金融・会計面における業務効率化を実現するには、費用対効果を見極めつつ、口座データの自動取得・データ連携等に向けたクラウド会計等と「ネットバンキングの併用」が望ましい。

また、POファイナンス等で活用が期待される電子記録債権はネットバンキン

グが必要となるため、「ネットバンキングの利用」を検討することが有用である¹⁶。

③キャッシュレス決済への対応

消費者や訪日外国人旅行客において、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、デビットカード、ポイント、スマホ決済、仮想通貨等)が進む中、B to Cの小売・サービス業を中心に、顧客の維持・増加に向け、費用対効果を見極めつつ、「キャッシュレス決済」に積極的に対応することが望ましい。

(2) 中長期的対応事項

①資金調達の多様化・資金回収の早期化への対応

FinTech の活用により、費用対効果を見定めつつ、クラウドファンディングやソーシャルレンディング、トランザクションレンディングやP Oファイナンス、さらにはXML電文・金融EDI（平成 32 年までに導入予定）に基づいた融資等による「資金調達の多様化」が期待されている。

また、締日慣行の見直しやS C C C短縮化等による「資金回収の早期化」が期待されており、取引先企業との連携を深めつつ、対応することが望ましい。

②受発注業務等のIT化

アナログ（電話、紙、F A X等）での業務をデジタル化することによる「業務の効率化」に向け、費用対効果を見定めつつ、オンライン受発注や受発注EDI等による「受発注業務等のIT化」を進めることは有用である。

なお、業務の効率化にとどまらず、受発注業務等のIT化によるデータ蓄積およびその分析や、XML電文・金融EDIとの連携により、「資金調達の多様化」や「新たなマーケティング戦略を生み出す効果」等が期待されている。

③金融決済の高度化（XML電文移行・金融EDI）への対応

平成 32 年までに、金融決済の高度化として、事業者間(B to B)送金において、売掛金の自動消込など業務効率化に資するXML電文移行・金融EDIが予定されている中、円滑に活用するためには以下の対応が必要となる。

- ・ネットバンキングの利用
- ・XML電文・金融EDIの機能の実装に向けた社内システムの改修もしくは同機能を実装したクラウド会計システム等の利用
- ・XML電文・金融EDIを活用して、「業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」(受発注～請求～振込～入金消込等)を図る場合は、別途、上記「(1) ①」と「(2) ②」の対応を行うことが望ましい。

2. 商工会議所の対応

商工会議所は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正（平成 26 年）により、小規模事業者等の経営の基盤である記帳指導・税務指導等の経営支援に加え、経営戦略に踏み込み経営状況の分析や市場調査、販路開拓を伴走型で支援する「経営発達支援事業」に取り組むことが求められている（6月1日中

¹⁶ オープン API の進展と FinTech 企業が提供するサービスの充実により、ネットバンキング利用の必要性が低減する可能性があることに留意が必要である。

小企業政策審議会中小企業経営支援分科会中間整理)。

商工会議所は、中小企業・小規模事業者の FinTech の活用の前提である「IT化・データ連携」に資するとともに、経営発達支援事業を効率的・効果的に推進するためにも、以下の対応の強化が必要となる。

(1) 支援体制構築

① 経営指導員の IT 支援スキルの向上

FinTech の活用支援に向け、中小企業・小規模事業者の最も身近な相談相手である経営指導員の「IT 支援スキルの向上」が不可欠である。

その際、当所による情報提供・研修会に加え、都道府県商工会議所連合会の研修、中小企業庁による IT 研修会等の積極活用が有用である。

② IT 支援人材・IT 事業者 (FinTech 企業等) との連携

IT に関する専門的な相談に対応できる「IT 支援人材」の確保・連携が必要である。その際、当所が提供する IT 支援人材リストの活用が有用である。

また、中小企業・小規模事業者の利便性の向上に向け、ビジネスアプリ（クラウド会計等）を提供する「IT 事業者 (FinTech 企業等)」との連携も重要である。

(2) 情報発信

中小企業・小規模事業者の「気づき」を促すため、会報・ホームページ・会議・巡回・窓口相談等により、IT・決済高度化に関する最新情報やセミナー・相談会の開催情報、施策情報（国、都道府県、市区町）を発信することが必要である。

(3) 合同支援（セミナー・相談会）

気づきを得た中小企業・小規模事業者に対し、具体的な FinTech・IT 活用方法や IT 施策情報を周知するため、セミナーや相談会の開催が必要である。

(4) 個別支援（個別相談）

本格的に FinTech・IT 活用に取り組む中小企業・小規模事業者に対しては、具体的に経営指導員による個別相談や IT 支援人材による個別相談等を行うこととなる。

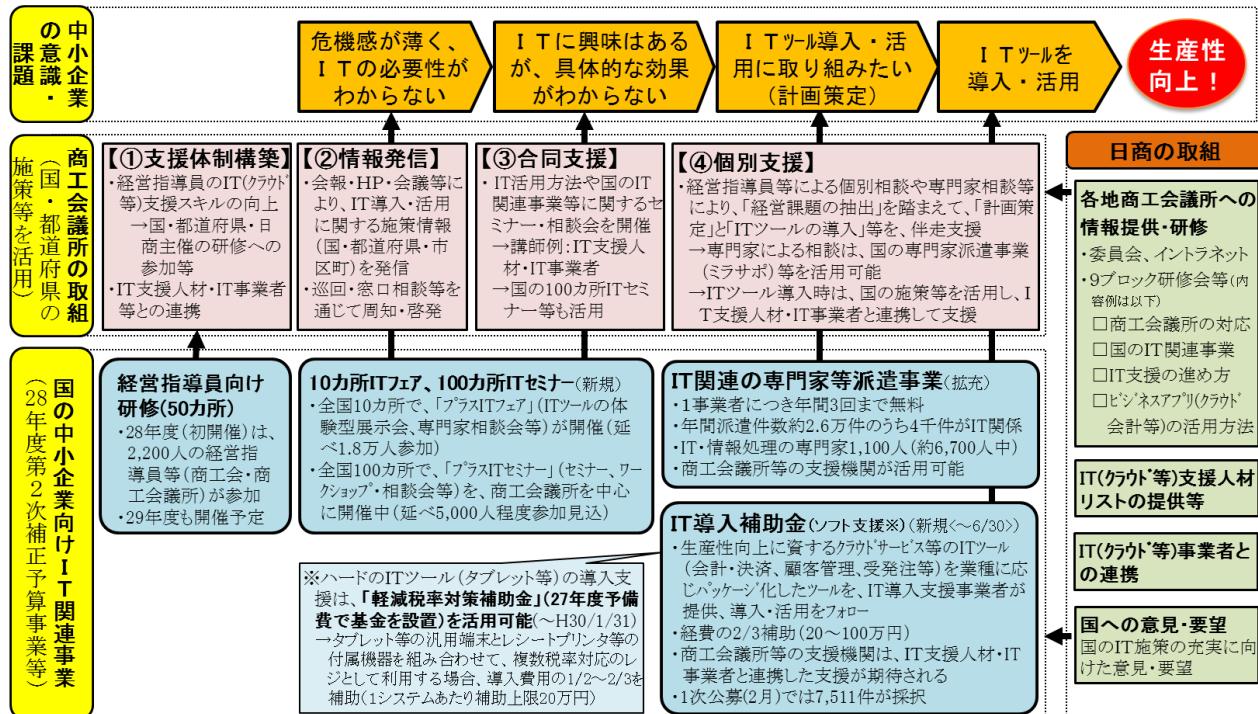
その際、日頃実践している「伴走型の事業計画策定・実行支援」により、「経営課題の抽出」を踏まえて、「計画策定」と「IT ツールの導入」を支援することが望ましい。

経営支援においては、ビジネスアプリ（クラウド会計等）により見える化された経営データ等に基づき、踏み込んだ経営支援を行うことが求められる。なお、今後、ビッグデータ等の活用による「経営支援の高度化」を図ることが望ましい。

「IT 支援人材の派遣」に関し、国の「ミラサポによる IT 関連の専門家等派遣事業」の活用が有用である。地方自治体の専門家派遣制度がある場合は、その活用も有用である。

また、「IT ツールの導入」に関し、可能な場合には、国の「IT 導入補助金」（平成 28 年度第 2 次補正予算。2 次公募の締切は 6 月 30 日）や「軽減税率対策補助金」（対象は複数税率対応事業者。申請締切は平成 30 年 1 月 31 日）を活用することが有用である。

【参考】商工会議所経営支援における「IT（クラウド等）活用支援」



3. 国の対応

国においては、「未来投資戦略 2017」（6月9日閣議決定）の重点5分野の中の「FinTechの推進等」において、新たに設定した「オープンAPIの導入（80行程度以上の銀行）」「キャッシュレス決済比率の倍増（4割程度）」「クラウドサービス等の活用によるバックオフィス業務（会計等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度（4割程度）」「サプライチェーン単位での資金循環効率（SCCC）の5%改善」という4つのKPIの実現に向け、以下の対応を強力に進めることが必要である。

（1）中小企業対策の強化

①複数のビジネスアプリ（クラウド会計等）の導入・活用支援（補助金等）

新たなKPI「クラウドサービス等の活用によるバックオフィス業務（会計等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度（4割程度）」の実現に向け、「IT導入補助金（平成28年度第2次補正予算）」のような「複数のビジネスアプリ（クラウド会計とモバイルPOSレジ等）の活用」を後押しする補助金を、KPIを達成するまで行う必要がある。

また、IT活用を促進するため、IT活用の先進事例紹介として、IT導入補助金の活用事例を横展開することが重要である。

バックオフィス業務のデータ連携・生産性向上に資するRPAを、中小企業に普及させることも重要である。

②低費用負担・低事務負担で利用できる金融インフラ整備

(a) 低費用負担で利用できるキャッシュレス決済の推進

新たなKPI「キャッシュレス決済比率の倍増（4割程度）」の実現に向け、KPIを達成するまで、以下の対応が求められる。

- ・事業者向けの専用端末やタブレット等の導入補助を含め、低費用負担（端

- 末代、決済手数料等)で利用できるキャッシュレス決済のインフラ整備。
- ・中小企業では、決済サービス別に端末を準備するのは困難であるため、一台の端末で複数の決済サービスを低費用負担で利用できる環境の整備。
 - ・新たに低費用で利便性の高いキャッシュレス決済サービスを提供するFinTech企業の参入を促進する環境の整備。

(b) 低費用負担で利用できるネットバンキングの推進

ネットバンキングは、金融機関からのデータ取得や電子記録債権の利用、XML電文・金融EDIの利用等に不可欠であり、利用推進に向け、低費用負担(ネットバンキング利用料、振込料等)で利用できる環境整備が必要である。

(c) 低費用負担で利用できるオープンAPIの推進

FinTech企業等が、利用者の利便性の向上に向け金融機関等のシステムを共通基盤として活用し様々な金融サービスを開発・提供できるようにするために、セキュリティを確保しつつ、オープンAPIを推進する必要がある。

普及促進の観点から、利用者が低費用負担で利用できるよう環境整備が不可欠である。

(d) 低費用負担・低事務負担で利用できる電子記録債権の推進

壳掛金および手形に代わるものとして創設された電子記録債権の普及に向け、以下の対応が必要である。

- ・期間限定の利用料補助(例:ECT導入支援補助)
- ・電子記録債権貸付の利子補給、信用保証料の補助
- ・電子記録債権にかかる操作、会計処理を含めた説明会の実施
- ・複数併存する電子記録債権システム間の互換性の向上

(e) 低費用負担・低事務負担で利用できるXML電文・金融EDIの推進

XML電文・金融EDIの普及に向け、低費用負担・低事務負担で利用できる環境整備が必要である。

また、融資への活用や税務対応支援など、XML電文・金融EDIを利用する新たなメリットの創出が重要である。

XML電文への全面移行(平成32年まで)にあたっては、社会的な混乱を回避するために、中小企業等への周知徹底が不可欠であり、行政・金融機関・関係機関の連携による十分な周知・対応が必要である。

③資金調達の多様化(クラウドファンディング、トランザクションレンディング等)の推進

中小企業の資金調達の多様化を推進するため、利用料補助や規制緩和等により、以下をはじめとするFinTech活用による資金調達の推進に向けた環境整備が重要である。

- ・クラウドファンディング
- ・ソーシャルレンディング
- ・トランザクションレンディング
- ・P2Oファイナンス

- ・ XML電文・金融EDI（平成32年までに導入予定）に基づいた融資

④資金回収の早期化（締日慣行の見直し、SCCC短縮化）の推進

中小企業の資金回収の早期化を推進するため、社会的コンセンサスの醸成、受発注EDIや電子記録債権の普及等による「締日慣行の見直し」に向けた環境整備が重要である。

また、新たなKPI「サプライチェーン単位での資金循環効率（SCCC）の5%改善」の実現に向け、業種別の自主行動計画の策定・実行等によるSCCC短縮化に向けた環境整備が重要である。

⑤受発注業務等のIT化（オンライン受発注、受発注EDI）の推進

業務効率化に向け、現状のアナログ（電話、紙、FAX等）での受発注業務等ではなく、インターネットを活用した「オンライン受発注」の推進や、中小企業庁の「次世代企業間データ連携調査事業」（第28年度第2次補正予算）を踏まえた受発注EDI等による、「受発注業務等のIT化の推進」が必要である。

また、受発注EDIとXML電文・金融EDIをつなぐことにより、受発注から決済・入金消込まで「業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携」を実現することが重要である。

⑥下請法等による環境整備（XML電文・金融EDIの適正運用）

XML電文・金融EDIの運用にあたっては、中小企業が取引先から「最低限必要な項目」以外の項目をXML電文・金融EDIに付加することを強いられることがないよう、「下請法等の関連法令や運用等での万全な対応」が必要である。

⑦電子手形・小切手の検討に向けた対応

「未来投資戦略2017」に盛り込まれた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」については、手形・小切手のユーザーである中小企業等の実態と業務効率化の観点を踏まえながら、丁寧な検討が必要である。

（2）FinTech活用の前提となるIT導入に向けた支援体制の強化・人材育成

①IT支援体制の構築（中小企業支援機関×IT支援人材×IT事業者の連携強化）

中小企業でIT導入が遅れている中、FinTech活用の前提となるIT導入に向け、中小企業支援機関とIT支援人材、IT事業者（FinTech企業等）の連携を強化することが不可欠である。

また、IT活用先進事例を全国に横展開することが必要である。

金融機関においては、オープンAPIやブロックチェーン技術の活用等により蓄積されたITノウハウを、中小企業に提供し、協働・連携していくことが期待される。

②商工会議所経営指導員のIT支援スキルの向上

中小企業・小規模事業者に寄り添って経営支援を行っている商工会議所経営指導員のIT支援スキル・セキュリティ対策の向上に向け、国による経営指導員向け研修会の継続や、IT関連資格（ITパスポート等）の取得支援が必要である。

③複数のビジネスアプリ（クラウド会計等）の導入・活用に精通したIT支援人材やIT事業者の育成・リスト化・法認定・派遣

中小企業の業務フロー・会計・決済プロセス全体のデータ連携に資するため、「複数のビジネスアプリ（クラウド会計とモバイルPOSレジ等）の導入・活用に精通したIT支援人材やIT事業者」の育成に向けた研修会の開催や、IT支援人材やIT事業者のリスト化・法認定が必要である。

また、ミラサポによる専門家派遣の維持・拡充が求められる。

④ビジネスアプリ・コーディネータ（仮称）の創設

複数のビジネスアプリの導入・活用に精通したIT支援人材の増加に向け、資格創設等によるインセンティブ創出の観点から、「ビジネスアプリ・コーディネータ（仮称）の創設」の検討が求められる。

（3）FinTechを支える基盤（企業・人材・技術等）の強化

①FinTech企業・FinTech人材の育成

世界的にFinTech開発競争が激化する中、わが国発の様々な革新的な金融サービスを生み出すためには、オープン・イノベーションの推進を含め、その基盤であるFinTech企業の育成・強化に向けた法整備や規制緩和等の対応が不可欠である。特に、「未来投資戦略2017」に盛り込まれた「規制のサンドボックス¹⁷」の活用により、世界に誇れる新たなFinTechサービスが誕生することが期待される。

また、FinTechを提供・活用できるFinTech人材の育成に向け、高度かつ実践的な教育・研修の強化が必要である。

②セキュリティ対策の推進

サイバー攻撃が日々巧妙化する中、「ネットは怖い」という利用者のセキュリティへの不安を解消するため、官民あげて、万全なセキュリティ対策を推進する必要がある。特に、中小企業に対するセキュリティ対策の普及啓発が重要である。

③ブロックチェーン技術の活用推進

仮想通貨の実現のために開発されたブロックチェーン技術について、改ざんされにくい、相対的に大きなコストがかからない等の特徴を踏まえ、金融面（仮想通貨、国内送金、海外送金等）に加え、非金融面における様々な手続きなど汎用的な技術として期待を集めており、幅広い活用推進が求められる。

（4）地域経済の活性化に向けたブロックチェーン技術（地域通貨等）の活用推進

地域経済の活性化の観点から、マネーの域外流出を減らす試みとして、ブロックチェーン技術を活用して、限定エリア・商店街・店舗等でしか利用できない「地域通貨・ポイント」の取り組みが進められており、当該取組の推進が求められる。

以上

¹⁷ 規制のサンドボックス：サンドボックスは「砂場」の意。規制緩和策の一種で、参加者や期間を限定し、実証内容とリスクを説明した上で参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す。